

千葉・柏リハビリテーション学院 学則

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)に基づき、リハビリテーション技術者として必要な知識・技術を教授し、技術者に必要な態度を学び、健康な心身と豊かな人間性をもち、医療・保健及び福祉の充実発展に貢献し得る有能なリハビリテーション医療技術者の養成を行うことを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 本校は、千葉・柏リハビリテーション学院と称し、千葉県柏市大井2673番地の1に置く。

（課程、学科、修業年限、学生定員等）

第3条 本校の課程、学科、修業年限、学生定員、学級数及び在籍年限は、以下のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜区分	修業年限	入学定員	学年学級数	総定員
医療専門課程	理学療法学科	昼	3年	80名	2	240名
	作業療法学科	昼	3年	40名	1	120名

2 本校の在籍年限は6年とする。

（自己点検・自己評価）

第4条 本校は、第1条の目的を達成するために、自己点検・自己評価委員会を置き、点検及び評価を行う。

2 前項の自己点検・自己評価委員会について必要なことは、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第 6 条 学期は以下の 2 期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、以下のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する日

(3) 夏季休業 4 週間 8 月上旬から 8 月下旬まで

(4) 冬季休業 2 週間 12 月下旬から翌年 1 月上旬まで

(5) 学年末休業 3 週間 3 月中旬から 4 月上旬まで

2 前項の規定にかかわらず、学院長が必要と認めた場合は、臨時に休業を行い、または休業日においても臨時に授業を行うことができる。

第 3 章 入学、休学、退学等

(入学時期)

第 8 条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 9 条 本校に入学することのできる者は、以下の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者

(3) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者

(4) 指定された専修学校の高等課程を修了した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験(旧大検)に合格した者

(出願手続き)

第 10 条 本校への入学を志願する者は、本校所定の入学願書及び学院長が別に定める書類に入学検定料を添えて、学院長が定める指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 11 条 本校は、入学を志願する者に対して、別に定める試験を実施し、入学者選考会議の議を経て合格者を選抜するものとする。

(転入学)

第 12 条 本校への転入学を志願する者は、別に定める手続きにより、転入学の選考を受けることができる。

(編入学)

第 13 条 本校への編入学を志願する者は、別に定める手続きにより、編入学の選考を受けることができる。

(再入学)

第 14 条 本校への再入学を志願する者は、別に定める手続きにより、再入学の選考を受けることができる。

(入学手続及び入学許可)

第 15 条 第 11 条から第 14 条の選考により合格の通知を受けた者は、学院長が定める期日までに別に定める必要書類を提出し、また、第 32 条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 学院長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

(休学)

第 16 条 病気その他のやむを得ない事由により 2 月以上出席することができないときは、本校所定の書類にその事由を明記し、学院長に提出の上、許可を得なければならない。

2 病気による休学の場合は、本校所定の書類に医師の診断書を添えなければならない。

3 第 1 項の休学期間は、通算して 3 年を限度とする。

4 休学期間は、第 3 条第 2 項に規定する在籍年限に算入される。

5 休学期間においては、別表(3)に定める在籍料を納入しなければならない。

6 休学開始時期が学期の途中である場合は、その学期の授業料等を全額納入しなければならない。

(復学)

第 17 条 休学した者が復学しようとするときは、あらかじめ本校所定の書類を学院長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 復学開始時期が学期の途中である場合は、その学期の授業料等を全額納入しなければならない。

(出席停止)

第 18 条 学院長は、学校保健安全法により、感染症に罹患し又は罹患の疑いがある学生に対し、出席を停止させることができる。

(退学)

第 19 条 病気その他のやむを得ない事由により退学しようとするときは、本校所定の書類にその事由を明記し、学院長に提出の上、許可を得なければならない。

- 2 以下の各号のいずれかに該当する者に対して、学院長は退学を命ずることができる。
- (1) 成業の見込みがないと認められる者
 - (2) 第 3 条第 2 項に定める在学期間を超えた者
 - (3) 第 16 条第 3 項に定める休学期間を超えて、なお復学しない者
 - (4) 学生納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
 - (5) 死亡の届出のあった者
 - (6) 失踪の宣告を受けた者
 - (7) 第 34 条に定める懲戒処分を受けた者

(除籍)

第 20 条 以下のいずれかに該当する者に対して、学院長は除籍処分とすることができる。

- (1) 本校の教育理念に著しく反し、かつその行為・内容が悪質である者
- (2) その他、教職員会議で除籍が適当な処分であると判断された者

第 4 章 教育課程、授業単位数、履修方法等

(教育課程及び授業単位数・時間数)

第 21 条 本校の教育課程及び授業単位数・時間数は別表〈理学療法学科:別表(1)、作業療法学科:別表(2)〉のとおりとする。

(単位)

第 22 条 単位については、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定によるものとし、1 単位の時間数を以下のとおりとする。

- (1) 講義については、15 時間から 30 時間の範囲で定める時間をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間から 45 時間の範囲で定める時間をもって 1 単位とする。
- (3) 実習については、45 時間をもって 1 単位とする。

(既修得単位の認定)

第 23 条 学院長は、学校教育法に基づく大学、短期大学及び高等専門学校、専修学校(専門課程)で既に履修した科目について、本人からの申請に基づき個々の既修得単位を評価し、当該授業科目が本校の教育内容に相当すると認められるときは、基礎分野に限り、基礎分野の総修得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で単位を認定することができる。

- 2 専門科目及び臨床実習については、他の理学療法士養成施設・作業療法士養成施設において履修した場合に限り、第 1 項の規程により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で既修得単位を認定する。
- 3 ただし、転入学者、編入学者及び再入学者はこの限りではない。
- 4 既修得単位に係る詳細については、別に定める。

(学修の評価)

第 24 条 学修の評価は、定期試験及び実習の成果、履修状況等により総合的に行う。

- 2 学修評価の基準については、別に定める。

(単位の認定)

第 25 条 単位の認定は、教育課程表にある科目を履修し、かつ学修評価において合格した者に対して、教職員会議の議を経て学院長が行う。

(進級の認定)

第 26 条 進級の認定は、当該学年の課程を修得した者に対して、教職員会議の議を経て学院長が行う。

- 2 進級の認定に係る詳細については、別に定める。

(卒業の認定)

第 27 条 卒業の認定は、全課程を修了した者に対して、教職員会議の議を経て学院長が行う。

- 2 卒業の認定に係る詳細については、別に定める。

(称号の授与)

第 28 条 前条により、理学療法学科又は作業療法学科を卒業した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

（資格の取得）

第 29 条 学則第 27 条により卒業の認定を受けた者は、理学療法士法及び作業療法士法第 11 条第 1 号若しくは、第 12 条第 1 号の規程に基づき、理学療法士国家試験若しくは、作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

第 5 章 教職員組織等

（組織）

第 30 条 本校には、以下の教職員を置く。

- (1) 学院長 1 名
- (2) 学科長 理学療法学科 1 名、作業療法学科 1 名
- (3) 専任教員 理学療法学科 9 名以上、作業療法学科 6 名以上(学科長を含む)
- (4) 事務長 1 名
- (5) 事務職員 2 名以上
- (6) 学校医 1 名以上

2 本校には、以下の教職員を置くことができる。

- (1) 副学院長
- (2) 広報職員
- (3) 教務事務職員
- (4) 図書室職員
- (5) 学生相談員
- (6) その他必要な教職員

（組織と運営）

第 31 条 学院長の承認は、理事長が理事会の承認を得て行う。

2 教職員の役割・会議の運営については、別に定める。

第 6 章 入学検定料、学納金等

（入学検定料、学納金）

第 32 条 入学検定料及び学納金の額及び内訳は、別表(3)のとおりとする。

- 2 本校への入学を志望する者は、入学検定料を納入しなければならない。
- 3 本校への入学を許可された者は、学納金を納入しなければならない。納入については、全期(4 月 1 日～3 月 31 日)又は、前期(4 月 1 日から 9 月 30 日)・後期(10 月

- 1 日から 3 月 31 日)の 2 回に分け、指定された日までに納入しなければならない。
- 4 一旦納入された入学検定料及び学納金は、原則として返還しない。
- 5 学院長は、特別の事情があると認めた者に対して、授業料等を減免することができる。
- 6 学納金以外の教科書代、教材費、実習に係る交通費・宿泊費等教育上必要な費用については、学生が負担するものとする。

第 7 章 賞罰

(褒章)

- 第 33 条 学院長は、学生が成績優秀にして、他の者の模範となるときは、表彰することができる。
- 2 褒章に係る詳細については、別に定める。

(懲戒)

- 第 34 条 学院長は、本校の規則若しくは指導に背いた者、又は学生の本分に反する行為があった者に対して、懲戒処分とすることができる。
- 2 懲戒は、訓告、停学、退学とする。
- 3 懲戒に係る詳細については、別に定める。

第 8 章 健康管理

(健康診断)

- 第 35 条 定期健康診断は、毎年 1 回以上実施する。
- 2 定期健康診断の診断項目等については、別に定める。
- 3 定期健康診断のほか、必要に応じて予防接種を実施することがある。

第 9 章 図書室

(図書室利用)

- 第 36 条 本校には、一の図書室を置く。
- 2 図書室の利用及び管理については、別に定める。

第10章 雑則

(改廃)

第37条 この学則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成17年3月3日から施行する。

附則

この学則は、平成18年1月10日から施行する。

ただし、校名変更については平成18年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前の理学療法学科入学者については、第8条の規定に関わらず、従前の規程によるものとする。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 25 年度以前の理学療法学科入学者については、第 8 条の規定に関わらず、従前の規程によるものとする。

附則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 26 年度以前の理学療法学科入学者については、第 8 条の規定に関わらず、従前の規程によるものとする。

附則

この学則は、平成 30 年 3 月 8 日から施行する。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 2 年度以前の入学者においては、従前の規程によるものとする。

附則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(1) 理学療法学科 教育課程表

別表(2) 作業療法学科 教育課程表

別表(3) 入学検定料、学生納付金一覧表